

リフォームアフターサービス基準書

株式会社MEIS

1. アフターサービス一覧

(1) 建築(室内)

部位・設備		現象	期間 (年)	備考
内 部 壁	下地(LGS又は木材)ボード	そり・変形	2	
	仕上げ：タイル	欠け・亀裂	2	
	仕上げ：エコカラット	欠け・亀裂	2	
	仕上げ：クロス・塗装	うき・はがれ	2	
内 部 床	下地材	変形・そり	2	
	タイル貼・石貼	亀裂・破損	2	
	フローリング貼・ビニール系床シート貼・カーペット敷・畳敷	うき・はがれ	2	破損…うき・へこみ・はがれ ただし、アフターサービス期間の起算日前のみ。
内 部 天 井	下地材	そり	2	
	板貼・石膏ボード貼	はがれ	2	
	クロス貼・塗装吹付	うき・はがれ	2	破損…うき・はがれ ただし、アフターサービス期間の起算日前のみ。
敷居・鴨居・柱		そり・ねじれ	2	
内部扉		変形・作動不良・取付不良・破損	2	
造作家具（押入を含む）		変形・取付不良	2	超荷重によるものは除く。
ブラインド・ロールカーテン・カーテンレール		取付不良	2	

(2) 設備・機器

部位・設備		現象	期間 (年)	備考
電気設備	各戸専用分電盤	取付不良・作動不良	2	本体不良の場合は、メーカー保証期間とする。
	配線	破損・結線不良	5	
	スイッチ・コンセント	取付不良・作動不良	2	本体不良の場合は、メーカー保証期間とする。
	照明器具（管球を除く）・インターホンシステム・住宅情報盤・インターネット設備	取付不良・作動不良	2	本体不良の場合は、メーカー保証期間とする。
給排水設備	給水管・給湯管・排水管・水槽	水漏れ	5	水漏れ…パッキン類は除く
	衛生器具・器具（付属品・トラップを含む）	水漏れ・排水不良・作動不良・取付不良	2	排水不良…管理不十分によるものを除く。
給排気設備	給排気ダクト	水漏れ・漏気・破損・作動不良・取付不良	2	作動不良…管理不十分によるものを除く。
	換気扇・換気口・レンジフード	破損・作動不良・取付不良	2	本体不良の場合は、メーカー保証期間とする。
ガス設備	ガス配管	破損・漏洩	5	
	ガス栓	破損・取付不良	2	
給湯設備	ガス給湯器・電気温水器・灯油給湯器等	水漏れ・作動不良・取付不良	2	本体不良の場合は、メーカー保証期間とする。
厨房設備	流し・吊戸棚・水切棚	水漏れ・作動不良・取付不良	2	本体不良の場合は、メーカー保証期間とする。
	食洗機等	取付不良・作動不良	2	電池を除く。浄水器を含む（カートリッジを除く）。
浴室設備	浴槽本体	水漏れ・取付不良	2	本体不良の場合は、メーカー保証期間とする。
	ユニットバス 防水パン	水漏れ	5	本体不良の場合は、メーカー保証期間とする。
	ユニットバス（壁パネル等）	取付不良	2	本体不良の場合は、メーカー保証期間とする。
冷暖房設備	配管	水漏れ・排水不良・冷媒漏れ	2	温水式床暖房を含む。
	機器	水漏れ・排水不良・変形・作動不良・取付不良	2	電気式・温水式床暖房を含む。

2. リフォームアフターサービス規準

1. アフターサービス開始時期は、工事完了確認日となります。
2. アフターサービス期間内に売却・譲渡した場合は、アフターサービスの保証期間はその譲渡日までとします。
3. 工事請負金額が全額入金されていない場合は、アフターサービスを受けることができません。

3. 免責事項

アフターサービスの対象とならないものは、次の事項とします。

1. 「アフターサービス一覧」に記載がないもの。
2. 部分的な補修または修繕。
3. 作動不良の内、製品類自体の不具合。
4. リフォーム工事範囲外の不具合およびリフォーム工事に含まれない既存下地の凸凹、傾き等、潜在的な不具合とその影響によるもの。
5. 天災地変（地域的な地盤沈下・浸水等も含む。）による変形・破損等。
6. 近隣の土木、建築工事等の影響による場合・周辺の公害現象及び塩害に起因するもの。
7. 共用部の劣化不具合等の影響に起因するもの。
8. 「取扱説明書」等に示された維持管理の方法や正しい取扱い方によらないなど、お客様ご自身の管理不十分または使用上の不注意等により生じたもの（結露およびその影響によるカビ・シミ・汚れ等。動植物の害に起因する損傷等。排水管に油および固形物等を流したことにより起こった漏水等を含む。）。
9. 使用材質の通常有する自然特性あるいは経年変化に伴う現象で機能上支障のないもの。
例）フローリングの季節要因・素材特性による音鳴り・きしみ・反り・隙間、畳やカーペットの上に重たいものを置いてできたへこみ、クロス乾燥収縮による継ぎ目の発現 等。
10. 自然の摩耗、さび、変色、その他類似の事由によるもの。
11. 社会通念上補修を要さない程度の音・振動・臭気等。
12. お客様ご自身による改造または工事による場合。
13. お客様の指示による設計、施工方法が原因で直接的、間接的に生じた事故や不具合、およびお客様から支給された材料の特性による不具合。
14. 住宅所有者を含む入居者または第三者の故意、または過失に起因する場合。
15. カタログ、サンプルとの色合いやイメージの相違、補修後の仕上げ面に生ずる色合いの相違等。
16. 電球、電池、フィルター等の消耗品。
17. その他その補修責任を工事請負者に帰すことができない場合。